

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成 29 年
8 月22日
(火曜日)

目 次

- 告示
下関都市計画道路の変更（都市計画課）
- 公告
県営茶屋地区農村地域防災減災事業計画書の縦覧（農村整備課）
基本測量の実施（監理課）
契約の締結（物品管理課）



山口県告示第三百二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、下関都市計画道路を次のとおり変更した。

その関係図書は、山口県土木建築部都市計画課及び下関市都市整備部都市計画課に備えて縦覧に供する。

平成二十九年八月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 都市計画の種類及び名称
下関都市計画道路三・四・十四下関駅旭線
- 二 変更の内容
区域及び構造の変更

一 都市計画の種類及び名称

下関都市計画道路三・四・十六旭山の田線

二 変更の内容

位置、区域及び構造の変更



(三三八) 県営茶屋地区農村地域防災減災事業計画書の縦覧

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営茶屋地区農村地域防災減災事業を行うための土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成二十九年八月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 縦覧に供する書類

県営茶屋地区農村地域防災減災事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十九年八月二十三日から同年九月十一日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(三三九) 基本測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知がありました。

平成二十九年八月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

基本測量（電子基準点現地調査）

二 作業の地域

岩国市、柳井市、大島郡周防大島町、玖珂郡和木町及び熊毛郡上関町

三 作業の期間

平成二十九年八月九日から同年十一月三十日まで

(二四〇) 契約の締結

次のとおり随意契約の方法により契約を締結しました。

平成二十九年八月二十二日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
会計管理局物品管理課 山口市滝町一番一号
- 二 契約に係る物品の名称及び数量
抗インフルエンザウイルス薬(タミフルドライシロップ3%) 一万二千二百二十箱
- 三 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
平成二十九年七月十二日
- 五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地
中外製薬株式会社 東京都北区浮間五丁目五番一号
- 六 契約金額
五千八百一十一万七千八百二十四円
- 七 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十条第一項第一号に該当するため
- 八 契約担当者
山口県知事 村岡 嗣政